

COPY

株式会社パブリック
代表取締役 三野 輝男 殿

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次の条件を付して許可します。

令和5年3月13日

宇多津町長 谷川 俊博



記

| | |
|-----------------|---|
| 許 可 番 号 | 宇多津町許可第 6 号 |
| 許 可 期 限 | (自) 令和5年4月1日 (至) 令和7年3月31日 |
| 一 般 廃 棄 物 の 種 類 | 事業系一般廃棄物 (ごみ・食品残渣) 家庭系一般廃棄物 (一時的なごみ、又は多量のごみ など宇多津町が収集しないものに限る。) |
| 区 域 | 宇多津町の行政区域内 ただし、次の施設は除く。 1. 町が管理運営している施設 |
| 許 可 の 条 件 | 別紙のとおり |

COPY

別 表

一般廃棄物収集運搬業許可車輛

| | |
|------|----------------|
| 車輛番号 | 香川 830 さ 50-11 |
| | 香川 130 さ 50-06 |
| | 香川 400 ち 41-51 |
| | 香川 100 は 20-93 |
| | 香川 830 さ 50-09 |

1. 許可車輛には、許可標識（許可シール）を貼り付けてください。
2. 車輛変更された時は、必ず届け出てください。